

盛岡市立しらたき工房の民間譲渡について

令和4年11月24日
保健福祉部

1 趣旨

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画において、民間譲渡することとしている盛岡市立しらたき工房（以下「しらたき工房」という。）について、現在の指定管理者である社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に対し、譲渡して事業を引き継ぎ、事業に必要な設備を含む建物一式については事業団に無償譲渡することとし、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき令和4年12月議会に提案して議決を得ようとするもの。

2 しらたき工房事業の民間譲渡について

(1) しらたき工房の概要

- ア 所在地 盛岡市川目第15地割1番地6
- イ 構造 鉄骨造亜鉛引鋼板葺平屋建ほか
- ウ 数量 4棟 1,520.84㎡

(2) 譲渡先の選定

ア 譲渡の条件

- (ア) しらたき工房において実施している事業を引き続き運営すること。
- (イ) 第三者に対し、貸し付け、又は譲渡しないこと。

イ 譲渡先 一者随意契約による無償譲渡（議決事項）

利用している障がい者の特性上、環境変化に対して強い反応を示す方をはじめ、少なからず負の反応を示す方が大多数を占め、公募により職員の大幅な変更等が生じた場合に、利用者の日常生活や日中活動に大きな支障が出るおそれがある。

このことから、現に指定管理者として支援に当たっており、利用者の信用や支援の技術及び経験を有する者として、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団を選定し、譲渡することが、しらたき工房の設置目的を達成する上でより妥当であり、円滑な運営と障がい者福祉の増進につながると判断されるため、同法人に対して一者随契により譲渡することとして、選定するもの。

なお、本施設の指定管理者の選定についても、同様の理由によりこれまで非公募としてきたところである。また、利用者からも同法人が引き続き運営することを望む声が寄せられているところである。

一者随契根拠法令については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないとき）に該当する。

ウ 土地について

盛岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第16号）第5条において準用する、第4条第1号に該当するものとし、10年を単位として無償貸付けとする。

3 盛岡市しらたき工房条例を廃止する条例について

(1) 条例の趣旨

しらたき工房を廃止しようとするものである。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

(3) 廃止理由

公共施設保有最適化・長寿命化中期計画に基づき、民間譲渡するもの。

4 今後のスケジュール

11月24日（木）	全員協議会（①建物無償譲渡について、②廃止条例議案について）
11月中	建物譲渡仮契約締結
12月市議会	①建物無償譲渡議案提出、②条例廃止議案提出（施行日R5.4.1）
4月1日（土）	民間譲渡（土地使用貸借、建物無償譲渡）